

宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業事務取扱要領

宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業（以下「本事業」という。）の運用については、宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱（平成6年10月12日付け経第224号宮城県農政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（利子助成金の交付申請及び交付決定）

第1 利子助成金（要綱第1に定めるものをいう。以下同じ。）の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は日本公庫が貸付業務を委託した金融機関（以下「融資機関」という。ただし、融資機関が農林中央金庫の場合については、農林中央金庫の委任を受けた農業協同組合を融資機関とし、転貸の場合については、転貸を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会を融資機関とする。）に、交付対象資金（要綱第2の1に定めるものをいう。以下同じ。）の借入申込を行うに際し、当該融資機関に対して、利子助成金の交付手続に関する委任状（様式第1号）を提出するものとする。

2 融資機関は、交付対象資金の貸付実行（以下「貸付実行」という。）後、利子助成金の交付手続に関する委任状に基づき、交付希望者に代わって利子助成金交付申請書（様式第2号）及び貸付実行一覧表（様式第8号）、期日別償還表（様式第9号）及び利子助成金の受入れ口座届（様式第7号）を添付し、市町村長に提出するものとする。なお、融資機関が日本公庫の場合、上記の添付書類については、指定様式に代えて必要事項が記載された日本公庫の任意様式により提出できるものとする。

3 市町村長は、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金の交付を認めるときは、その旨を利子助成金交付決定通知書（様式第3号及び様式第3号-2）により交付希望者及び融資機関に通知するものとする。（融資機関に対しては、利子助成金交付決定一覧表（様式第4号）を添付する）また、利子助成金の交付要件を満たさないと認めるときは、その旨を利子助成金不交付決定通知書（様式第5号及び様式第5号-2）により交付希望者及び融資機関に通知するものとする。

4 交付希望者は、市町村長の利子助成金交付決定通知書の送付を受けた後に事業着手すること。やむを得ず利子助成金交付決定通知書の送付を受ける以前に事業着手する場合は、事業着手年月日、交付決定前に着手する理由等を市町村長に対し書面等により届出を行うものとする。

（利子助成金の計算方法）

第2 平成24年3月31日までに貸付決定された付対象資金に係る毎年度の利子助成金の額の算出方法は、要綱第4の2の定めるところによる。

(利子助成金の交付)

第3 融資機関は、貸付実行に際し、第1の3により利子助成金の交付が決定された者（以下「交付対象者」という。）から利子助成金の受領に関する委任状（様式第6号）を徴求することにより、交付対象者に代わって利子助成金を受領するものとする。ただし、融資機関が日本公庫の場合には、利子助成金を日本公庫が指定する交付対象者の口座に、市町村長が直接払い込むこととする。

2 融資機関は、毎年度、交付対象者が払込期日に約定利息を支払ったことを確認した後、市町村長が定める期日までに、利子助成金支払請求明細書（様式第10号-2）を添付の上、利子助成金支払請求書（様式第10号）を市町村長に提出するものとする。ただし、融資機関が交付対象資金を貸付受入金又は貸付留保金として、貸付金の払出しを規制している場合若しくは交付対象者が任意の繰上償還を行った場合には、それぞれ貸付受入金、貸付留保金受払調書（様式第10号-3）又は繰上償還案件利子助成金支払請求調書（様式第10号-4）も併せて添付するものとする。

なお、融資機関が日本公庫の場合、上記の添付書類については、指定様式に代えて必要事項が記載された日本公庫の任意様式により提出できるものとする。

3 市町村長は、請求書等の内容を審査し、適正と認めた場合には、当該利子助成金を2の届け出口座に払い込むものとする。

4 融資機関は、利子助成金を代理受領した場合には、当該利子助成金を速やかに交付対象者に支払うものとする。

5 融資機関（日本公庫を除く）は、利子助成金の支払終了後、市町村長が定める期日までに、利子助成金支払完了報告明細書（様式第10号-2）を添付の上、利子助成金代理受領・支払完了報告書（様式第11号）を市町村長に提出するものとする。

6 市町村長は、別に定める利子助成金支払請求書及び利子助成金支払完了報告書等の提出期日を、関係融資機関に毎年度通知するものとする。

(利子助成金の適正な管理及び調査)

第4 市町村長は、利子助成金交付事務を適正に執行するため、利子助成金の交付を決定した場合は、交付対象者ごとに利子助成金交付対象者管理台帳（様式第12号）を作成し、所要事項を記載するものとする。（交付対象資金の用途が農地の取得を含む場合は、様式第12号の裏面も記載する。）

2 市町村長は、交付対象資金の用途が農地の取得を含む場合は、作成した利子助成金交付対象者管理台帳の写しを農業委員会に送付し、利子助成金の交付決定状況を通知するとともに、利子助成金交付対象農地（以下「交付対象農地」という。）について転用のための譲渡があった場合又は交付対象者の死亡、離農等の事態が発生した場合には、農業委員会から市町村長に速やかに報告がなされるよう連携を図るものとする。

3 市町村長は、本事業の実施に関し必要があると認めた場合は、交付対象者に必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の閲覧、その他物件の調査等を行うことができるものとする。

4 市町村長は、交付対象資金について必要があると認めた場合は、融資機関の同意を得た上で、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うことができるものとする。

(利子助成対象事業の完了確認)

第5 交付対象者は、利子助成対象事業が完了したときには、速やかに事業完成報告書(様式第12号-2)を作成し、市町村長を経由の上、所管地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定により交付対象者から提出のあった事業完成報告書を点検し、貸付額が1,000万円を超える場合など必要に応じて現地の確認調査を行うものとする。

(利子助成条件の変更等)

第6 融資機関は、交付対象資金の貸付条件が変更された場合は、利子助成金条件変更申請書(様式第13号)を作成し、条件変更後の期日別償還表(融資機関が日本公庫の場合、必要事項が記載された書類)を添付して速やかに市町村長に提出するものとする。ただし、利子助成金の交付事務に影響のない貸付条件の変更の場合は、利子助成金条件変更申請書の提出は要さないものとする。

2 市町村長は、利子助成金条件変更申請書の内容を審査し、利子助成金条件の変更を認めるときは、その旨を利子助成金条件変更通知書(様式第14号及び様式第14号-2)により交付対象者及び融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、交付対象者から任意の繰上償還があった場合は、基盤強化資金繰上償還報告書(様式第15号)を作成し、繰上償還後の期日別償還表(融資機関が日本公庫の場合、必要事項が記載された書類)を添付して市町村長に報告するものとする。

4 融資機関は、交付対象者の住所・名称に変更があった場合は、交付対象者住所・名称等変更報告書(様式第16号)を作成し、市町村長に報告するものとする。

5 融資機関は、合併等により融資機関の住所・名称及び利子助成金受入口座が変更になる場合は、交付対象者住所・名称等変更報告書及び利子助成金の受入口座届に準じ、市町村長に報告するものとする。

6 市町村長は、1から5までの取扱いにより利子助成条件の変更を行った場合は、利子助成金交付対象者管理台帳を補正するものとし、第4の2の取扱いに準じて農業委員会に通知するものとする。

(融資機関の報告事項等)

第7 融資機関は、次の各号の事実が判明した場合は、直ちに市町村長に報告するものとする。

(1) 交付対象者が交付対象資金をその目的外に使用したとき。

(2) 交付対象資金について融資機関が繰上償還の請求を行ったとき。

(3) 交付対象者から借用証書特約条項に定める報告事項に係る報告がなされたとき(ただし、本事業に直接関係しない報告事項を除く。)

(県への例月報告)

第7の2 市町村長は、第1、第3及び第6に定める次の各号の書類の写し1部を月ごとに一括して、翌月5日まで所長に送付するものとする。

なお、融資機関が日本公庫の場合、指定様式に代えて必要事項が記載された日本公庫の任意様式により提出できるものとする。

- (1) 貸付実行一覧表 (様式第8号)
- (2) 期日別償還表 (条件変更後、繰上償還後のものを含む。) (様式第9号)
- (3) 貸付受入金・貸付留保金受払調書 (様式第10号-3)
- (4) 繰上償還案件利子助成金支払請求調書 (様式第10号-4)
- (5) 利子助成金条件変更通知書 (様式第14号)
- (6) 基盤強化資金繰上償還報告書 (様式第15号)
- (7) 交付対象者住所・名称等変更報告書 (様式第16号)

(農業制度資金事務電算処理システムへの入力)

第7の3 所長は、第7の2により市町村長から送付された書類を審査し、適正と認められた場合は、毎月10日までに関係書類を農政部長あて送付するものとする。送付を受けた農政部長は、当該データを農業制度資金事務電算処理システムに入力するものとする。

(利子助成金の交付停止及び返還)

第8 市町村長は、利子助成金交付期間内に次の各号の事実が発生した場合は、その事実が判明した日以降の利子助成金の支払の一部又は全部を停止することができるものとする。

- (1) 交付対象者が交付対象資金をその目的外に使用したとき。
- (2) 交付対象資金について融資機関から繰上償還の請求がなされたとき。
- (3) 交付対象資金の融資対象農地を農地以外のものにするか又は所有権その他使用収益権の設定若しくは移転を行ったとき。
- (4) 交付対象者に離農又は死亡その他これに準ずる事実が発生したとき (ただし、交付対象者の後継者等が、交付対象者と同様に農業に精進する場合を除く。)
- (5) その他本事業の目的に反すると認められる事実が発生したとき。

2 市町村長は、利子助成交付期間内に次の各号の事実が発生した場合は、その事実が発生した日に遡り、交付対象者に支払われた利子助成金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

- (1) 交付対象者が交付対象資金をその目的外に使用したとき。
- (2) 交付対象資金の融資対象農地を農地以外のものにするか又は所有権その他使用収益権の設定若しくは移転を行ったとき。
- (3) その他本事業の目的に反すると認められる事実が発生した場合で、市町村長が特に必要と認めるとき。
- (4) 利子助成金が過大に支払われたとき。

3 市町村長は、利子助成金の支払の一部又は全部を停止する場合は、利子助成金交付決定変更・取消通知書（様式第17号及び第17号-2）により交付対象者及び融資機関に通知するものとする。

4 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者は、返還すべき利子助成金額に返還の事由となる事実が発生した日から返還の日までの日数に応じ、当該利子助成金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を付して、速やかに市町村長の指定する方法により返還するものとする。ただし、2の(4)の場合については、加算金を付さないことができるものとする。

5 市町村長は、返還された当該利子助成金に県の補助金が含まれている場合は、速やかに県に報告し、相当金額を県に返還するものとする。

（利子助成事業費補助金の交付）

第9 市町村長は、第3の4による利子助成金の交付が完了した場合は、要綱第5に定める利子助成事業費補助金交付申請書及び利子助成事業実績報告書を、事業実施年度に属する2月20日までに所管の所長に提出するものとする。

2 利子助成事業実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 利子助成金支払完了報告明細書

(2) 貸付受入金・貸付留保金受払調書（融資機関が日本公庫の場合、必要事項が記載された書類）

(3) その他利子助成事業の実施内容を確認するため知事が必要と認める書類

3 所長は、提出された利子助成事業実績報告書及び添付書類（以下「実績報告書等」という。）を審査し、適正と認められた場合は、実績報告書等と利子助成事業補助金交付申請書1部を2月末日までに知事に提出するものとする。

4 知事は、実績報告書等の内容を審査し、適正と認めた場合には、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第4条の規定により、利子助成事業費補助金を交付し、同規則第13条の規定により、その額を確定するものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、事務取扱について必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成6年10月12日から施行し、平成6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に貸付実行された利子助成金に係る利子助成率は、改正後の宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業事務取扱要領第2第1項第2号①の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。